

南あわじ市建設工事に係る制限付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事をいう。以下同じ。）に係る制限付一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）の実施に関し、南あわじ市契約規則（平成17年南あわじ市規則第39号。以下「契約規則」という。）その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることにより、入札の円滑な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において制限付一般競争入札とは、一般競争入札のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定に基づき、契約規則第3条に定める競争入札参加資格者名簿に登録されている者を対象に、入札参加者の事業所の所在地に関する資格を制限することができる入札方法をいう。

2 この要領において、「事前審査型」とは、入札執行前に入札参加資格の確認を行い、資格確認通知を受けた者による入札の結果に基づき落札決定する入札方法をいう。

3 この要領において、「事後審査型」とは、入札執行後に決定した落札候補者から順に入札参加資格の確認を行い、適格である者を落札決定する入札方法をいう。

(適用範囲)

第3条 この要領は、次の工事について適用する。

(1) 契約予定金額が1,000万円以上の建設工事（建築一式工事を除く。）

(2) 契約予定金額が5,000万円以上の建築一式工事

(3) 前号に掲げるもののほか、制限付一般競争入札により実施することが適当であると南あわじ市競争入札参加者資格審査会等（以下「審査会等」という。）が判断した建設工事

2 次に掲げる場合は、前項の規定にかかわらず、制限付一般競争入札によらないことができる。

(1) 災害復旧工事等の緊急を要する場合

(2) 特殊な工事等で施工能力を有する者が限られるため、制限付一般競争入札によっても広範な入札参加が期待できない場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合

3 制限付一般競争入札は、原則として事前審査型により行うものとする。ただし、第9条の2に定めるものについては、事後審査型により行うものとする。

(入札の公告)

第4条 市長は、制限付一般競争入札を実施するときは、契約規則第4条の規定に基づき、入札の公告（以下「公告」という。）を行う。

2 市長は、入札期日の前日から起算して少なくとも38日前から第9条第2項に規定する入札参加申込書の提出期限の日（以下「申込期限日」という。）まで公告を行う。ただし、緊急やむを得ない理由のあるときは、20日前までに短縮することができる。

(入札参加資格)

第5条 制限付一般競争入札に参加することができる資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者は、契約規則第3条に定める競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、南あわじ市制限付一般競争入札公告共通事項（以下「公告共通事項」という。）1に掲げる事項のいずれ

の要件も満たすものとする。

(入札参加資格の設定)

第6条 市長は、当該建設工事の発注に当たり、前条に規定する入札参加資格を設定しようとするときは、審査会等の審議を経て行う。ただし、あらかじめ審査会等が入札参加資格設定に関する基準を定め、設定しようとする入札参加資格が当該基準に沿った内容であるときは、審査会等への改めての付議は要しない。

2 前条の入札参加資格を設定するに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 当該建設工事の規模、内容及び施工技術等を勘案し、市内の業者で施工が可能である工事又は多数の入札参加者が見込まれる工事にあつては、入札参加者の事業所の所在地に関する資格を、南あわじ市内に建設業の許可を受けた主たる営業所等を有する者に制限することができること。
- (2) 建設業法第26条の規定による主任技術者又は監理技術者について、同一の者を重複して複数の工事に配置予定し入札参加申込みを行う場合において、これら複数の工事のうち他の工事を落札し、他の工事に当該配置予定技術者を配置することにより当該建設工事に当該配置予定技術者を配置できなくなったときは、契約希望金額が建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条に定める金額未満である場合を除き、入札参加申込みの取下げ又は辞退を行うことを条件として付すものとする。

(入札参加申込書及び資格確認資料の交付)

第7条 市長は、制限付一般競争入札に参加を希望する者に対し、次に掲げる入札参加申込書及び資格確認資料(以下「提出資料」という。)を南あわじ市総務部財政課において、公告の日から申込期限日(土曜、日曜及び祝日等、南あわじ市の休日定める条例(平成17年南あわじ市条例第10号)第2条第1項に定める市の休日(以下「市の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。なお、最終日は午後3時まで)交付する。事後審査型にあつては、資格確認資料の提出日まで交付する。なお、提出資料については、南あわじ市ホームページ等に掲載する。

- (1) 制限付一般競争入札参加申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)
- (2) 制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号)
- (3) 配置予定技術者に関する調書(様式第3号の1)
添付する総合評定値通知書(写し)は契約締結(予定)日に有効なものであること。
- (4) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係調書(様式第4号)
- (5) 設計図書購入申込書(様式第5号の1)又は、設計図書複写申込書(様式第5号の2)
※設計図書の交付を希望する場合のみ。
- (6) その他必要と認める資料

(仕様書、設計書及び図面の購入、複写又は閲覧)

第8条 市長は、入札参加申込者のうち設計図書の購入又は複写を希望する者に対し、設計図書購入申込書(様式第5号の1)又は設計図書複写申込書(様式第5号の2)と引き換えに、設計図書を有償で交付する。ただし、公告で設計図書を電子配付(ホームページ等からのダウンロード)の方法による交付を定めた場合は無償で交付する。

(契約条項等を示す場所及び期間)

第8条の2 南あわじ市契約規則及び工事請負契約書等については、南あわじ市総務部財政課に

において、次に掲げる書類を公告の日から入札書提出の締切日まで（市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。なお、最終日は午後3時まで）閲覧に供する。

（入札参加の申込）

第9条 市長は、次に掲げるところにより、入札参加希望者に第7条に掲げる書類（事後審査型にあつては申込書）を、原則として持参（電子入札によるものを除く。）により提出させる。

- (1) 申込期限日の翌日以降は、原則として提出資料の差替え又は再提出は認めない。
- (2) 提出された提出資料は、入札参加資格の確認以外に入札参加申込者に無断で使用してはならない。
- (3) 提出された提出資料は返却しない。

2 市長は、提出資料の提出期間は、原則として公告を行った日から起算して少なくとも10日間を確保する。

3 市長は、入札執行が終了するまでは、入札参加申込者数及び入札参加申込者名を公表してはならない。

（入札参加の申込の特例）

第9条の2 第2条に規定する制限付一般競争入札のうち事業所の所在地に関する資格を南あわじ市内に建設業の許可を受けた営業所を有する者に制限する入札については、事後審査型によるものとし、第9条の規定にかかわらず、第7条第1項第1号に規定する申込書での参加申込を行うことができる。

2 前項の場合、第9条第2項に規定する提出期間は公告を行った日から起算して少なくとも7日間とすることができる。

（入札参加資格の確認）

第10条 市長は、入札参加申込者の資格の確認を行おうとするときは、入札前に審査会等の審議を経なければならない。ただし、あらかじめ審査会等が入札参加資格設定に関する基準を定め、入札参加者の資格が、事前に設定した入札参加資格基準に沿った内容であるときは、審査会等への改めての付議は要しない。

2 入札参加資格の確認基準日は、申込期限日とする。ただし、入札公告のほか別に定めた場合は、この限りでない。

3 市長は、入札参加申込者の資格確認書（様式第7号）を作成のうえ審査会等に提出して審議に付する。

4 市長は、原則として申込期限日の翌日から起算して11日以内に、入札参加申込者に対して入札参加資格の有無を、入札参加資格確認通知書（様式第8号）により通知する。この場合において、入札参加資格がないと認めた入札参加申込者（以下「非資格者」という。）への入札参加資格確認通知書には、入札参加資格がないと認めた理由及び次条の規定により説明を求めることができる旨を付記する。

（苦情の申立て）

第11条 前条第4項の入札参加資格の確認結果に苦情がある非資格者は、入札参加資格がないと認めた理由について、市長に書面（様式は任意）を持参して、説明を求める申立をすることができる。

2 前項の申立期間は、前条第4項の通知の日の翌日から起算して7日（市の休日を除く。）以内

とする。

- 3 市長は、第1項の申立があったときは、入札参加資格がないとした理由を、当該請求を行った者に、「入札参加資格がないとした理由について（回答）」（様式第9号）により通知する。
- 4 前項の回答は申立期限の日の翌日から起算して原則として3日（市の休日を除く。）以内に回答する。

（設計図書に対する質問）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、設計図書等に対する質問を受け付けることとし、原則として現場説明会は実施しない。

- 2 前項の質問は、書面（様式は任意）を南あわじ市総務部財政課へ持参、ファックス又は電子メールにより提出させるものとし、提出期間は、原則として公告の日の翌日から公告等に定めた設計図書に関する質問書の受付期限の日（市の休日を除く。）まで、午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）とする。ただし、入札公告のほか別に定めた場合は、この限りでない。
- 3 前項の質問に対する回答は質問書の提出期限の日の翌日から起算して原則として3日（市の休日を除く。）以内にホームページ等に掲載する。

（入札保証金）

第13条 入札保証金は、政令第167条の5第1項に規定する資格を有する者による入札に付する場合において、国（公社、公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは免除する。

（入札の執行）

第14条 市長は、事前審査型にあつては、入札に参加しようとする者に、入札の執行に先立ち第10条第4項に規定する入札参加資格確認通知書の写しを提出させることができる。

- 2 入札の執行回数は2回を限度として、初度の入札において、事前審査型にあつては落札者、事後審査型にあつては落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。ただし、事後審査型において、初度の入札で落札候補者として決定した全ての者について入札参加資格がないとした場合は、日を改めて再度入札を行う。

（入札の執行の取消し又は中止）

第15条 市長は、不正その他の理由により競争の実益がないと認めるときは、その入札の執行を取り消すことができる。

- 2 市長は、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することができる。

（無効とする入札）

第16条 公告共通事項8の2に該当する入札は無効とする。

- 2 市長は、提出書類に虚偽の記載をした者の入札及び開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることが確認された者のした入札であっても、無効とする。

（落札者の決定等）

第17条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定による落札者の決定を次により行う。

- (1) 事前審査型

- ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。
- イ 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- ウ 南あわじ市低入札価格調査制度取扱要領に規定する調査基準価格を設けた場合は、次のとおり取り扱う。
- (ア) 有効な入札をした者の入札金額が予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上であった場合、落札者とする。
- (イ) 有効な入札をした者の入札金額が調査基準価格未満であった場合、落札者の決定を保留して入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査したうえで、落札者とする。ただし審査の結果、当該入札者がその価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、最低価格者を落札者としなないことがある。
- エ 落札者又は低入札価格の調査対象者（以下「落札者等」という。）となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札による場合を除いて、直ちに、当該入札者がくじを引くことにより落札者等を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。なお、落札者等となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者等を決定する。
- オ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消さなければならない。
- カ 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に、「落札者とされなかった理由について（回答）」（様式第10号）により通知する。

(2) 事後審査型

- ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者のうちから落札候補者を決定し、落札者の決定を保留したうえで開札を終了する。
- イ 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから落札候補者を決定し、落札者の決定を保留したうえで開札を終了する。
- ウ 南あわじ市低入札価格調査制度取扱要領に規定する調査基準価格を設けた場合は、次のとおり取り扱う。
- (ア) 有効な入札をした者の入札金額が予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上であった場合、落札候補者として決定し、落札を保留したうえで開札を終了する。
- (イ) 有効な入札をした者の入札金額が調査基準価格未満であった場合、落札候補者の決定を保留して入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査したうえで、落札候補者と決定する。

ただし審査の結果、当該入札者がその価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、最低価格者を落札候補者としなないことがある。

- エ 落札候補者又は低入札価格の調査対象者（以下「落札候補者等」という。）となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札による場合を除いて、直ちに、当該入札者がくじを引くことにより落札候補者等を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。なお、落札候補者等となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札候補者等を決定する。
- オ 落札候補者の決定後、速やかに落札候補者に連絡し、入札参加資格を確認するため、第7条に定める資格確認資料の提出を求めるものとし、落札候補者は、提出を指示された日の翌日から起算して、原則として2日（市の休日を除く。）以内に資格確認資料を提出しなければならない。ただし、公告に別に定めがある場合はこの限りでない。
- カ 資格確認資料が提出された日の翌日から起算して、原則として3日（市の休日を除く。）以内に入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を満たしていることを確認したときは落札者を決定し、速やかに落札決定通知書（様式第11号）により通知する。
- キ 入札参加資格の確認基準日は、入札参加申込期限日とする。
- ク 落札候補者の入札参加資格に疑義が生じたときは、審査会等の審議により入札参加資格の有無を決定する。
- ケ 同日の開札もしくは近日の開札による場合で、同時に複数の入札案件の落札候補者となったときは、先に執行した入札案件から順に落札者を決定するものとし、これに伴って技術者を配置できなくなった場合、又は入札参加条件を付している場合における当該落札候補者のした入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。
- コ 落札候補者が資格確認資料を期限内に提出しないとき又は落札候補者が指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。
- サ カにおける確認は、落札候補者が入札参加資格を満たしていることが確認できるまで、あらかじめ決められた順序に従って順次行うものとする。
- シ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消さなければならない。
- ス 落札候補者に入札参加資格がないことを認めた場合は、当該落札候補者に対して入札参加非資格確認通知書（様式第12号）により通知する。この場合において、当該書面には入札参加資格がないと認めた理由及び第11条の規定による説明を求めることができる旨を付記する。
- セ 落札者を決定した場合において、前号の場合を除き落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由）を「落札者とされなかった理由について（回答）」（様式第10号）により通知する。
- ソ 落札者が決定したときは、既に入札参加資格の確認審査を行った者を除き、他の入札参加者に対する入札参加資格の確認審査は行わないものとする。

(補則)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は、別に定めることができる。

2 兵庫県電子入札共同運営システムを利用し、電子入札を実施する場合には、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 3 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。